

由布市移住者等居住支援事業補助金

事業区分	補助対象者	対象物件	補助対象経費	補助条件	補助率	限度額	申請期限	実績期限	旧制度	備考
(1) 仲介手数料補助	由布市空き家バンクに利用登録をしている者及び物件登録をした所有者で、過去にこの制度による助成を受けたことのないもの	由布市空き家バンク制度を介して、契約成立した物件	移住予定者又は所有者等に対して、不動産の賃貸借又は売買契約に要する仲介手数料に要する経費		-	5万円/物件	仲介業者へ依頼をする日の前日まで	仲介手数料の支払いが完了した日の属する年度の末日	由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金交付要綱	
(2) 家財処分	移住予定者又は所有者等に対して、空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用に要する経費		空き家の居住部分に係る家財処分に要する費用で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施するものであること。	補助対象経費の10/10に相当する額	(1) 売買契約の成立した物件 100万円 (2) 賃貸借契約の成立した物件 50万円 (3) 家財処分の場合 10万円	売買又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間	リフォーム等完了後、市の検査を受け、業者へ支払いを完了した日から起算して15日以内かつ、属する年度の末日	由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付要綱		
(3) 改修補助	由布市空き家バンクに利用登録をしている者又は物件登録をした所有者で、過去にこの制度による助成を受けたことのないもの		移住予定者又は所有者等に対して、中古住宅又は空き家に居住するために必要な改修費用(以下「改修費用」という。)に要する経費	市内施工業者の請負により施工すること。ただし、以下の場合は、この限りでない。 ア 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事 イ 併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事 ウ 冷暖房器具及び家電製品等の取付け工事 エ カーテン、家具、調度品等の設置工事 オ 電話、インターネット、CATV等の配線工事 カ 外構工事 キ 空き家のリフォームを伴わない解体又は除却工事 ク 申請者が直接行う工事 ケ その他、市長が不適当と認めた工事	補助対象経費の1/2に相当する額					
(4) 引越補助	移住予定者(県外の市区町村から、転入した者又は予定の者)ただし、転勤・出向等職務上や大学進学等による一時的な転入の場合を除く。	市内にある物件(空き家バンク制度利用時を含む。)	移住予定者に対して、住居移転に必要な引越し費用(以下「引越費用」という。)に要する経費		補助対象経費の2/3以内	20万円/世帯	引越業者へ依頼をする日の前日まで	引越し費用の支払いが完了した日の属する年度の末日		令和元年8月1日から適用
(5) 家賃補助	移住予定者(県外の市区町村から、転入した者又は予定の者)ただし、転勤・出向等職務上や大学進学等による一時的な転入の場合を除く。	市内にある賃貸物件(空き家バンク制度利用時を含む。) ※社宅・公営住宅・寮等は含みません	移住予定者に対して、移住後の家賃費用における当該補助に要する経費 ※月額賃料の1/2か月分	当制度以外の支援措置(住宅手当等)の受給をしている場合は、その経費を除く。	補助対象経費の1/2以内	20万円/世帯	賃貸借契約を行う日の前日まで	転入した日の属する年度の末日		令和元年8月1日から適用